

2013年10月31日

各 位

会 社 名	アフラック・インコーポレーテッド (Aflac Incorporated) (銘柄コード 8686)
代表者の役職氏名	会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス
代理人の居所又は住所	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
代理人の氏名	弁護士 門田 正行

## 四半期報告書提出期限延長承認について

当社は、四半期報告書提出期限につき、2013年10月29日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認（包括承認）をいただきましたことをご報告いたします。

### 記

#### 1. 四半期報告書提出について

- ・本来の提出期限 各四半期経過後45日
- ・承認された提出期間 各四半期経過後70日以内

上記延長後の提出期間は、各四半期報告書の提出期限までに、当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由に消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を、関東財務局長に提出することを条件としています。

#### 2. 延長を必要とする理由

当社は、本国（米国）において、米国1934年証券取引所法に基づき、各事業年度の第1、第2及び第3四半期経過後40日以内に、Form10-Qの様式による四半期報告書を米国証券取引委員会に提出するよう求められています。日本における四半期報告書に含まれる財務諸表及びその他の多くの部分は、Form10-Qに含まれる英語で作成された財務諸表及びその他の情報に基づき、日本語で作成しますが、当該和訳の作成には相当の期間を要します。

上記の理由を考慮し、当社は、四半期報告書の関東財務局への提出につき、本国における四半期報告書の提出から30日間を必要とするため、提出期間を各四半期経過後70日以内として承認を申請し、この度関東財務局長の承認を受けました。

#### 3. 2013年度第3四半期に係る四半期報告書について

当社は、2013年度第3四半期（自2013年7月1日至2013年9月30日）の四半期報告書の提出期限（2013年11月14日）までに、同四半期中に、四半期報告書の提出期限の承認に係る申請の理由である本国の会社の計算に関する法令に消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を、関東財務局長に提出する予定です。

以上